

1 学校法人市邨学園 寄附行為

令和3年11月15日 文部科学大臣認可・同日施行

第一章 総 則

(名称及び設立)

第一条 この法人は、学校法人市邨学園と称する。

2 この法人は、故市邨芳樹先生が創設された名古屋女子商業学校、名古屋第二女子商業学校を寄附行為により継承して、財団法人を設立し、私立学校法の制定に伴い学校法人に組織変更したものである。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は、その主たる事務所を愛知県名古屋市瑞穂区高田町三丁目 28 番地の 1 に置く。

第二章 目的及び設置する学校

(目 的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに私立学校法に従い、本学の建学の精神に則り学校教育を施すことを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人が、前条第一項に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

一 名古屋経済大学	大学院	法学研究科		
		会計学研究科		
		人間生活科学研究科		
	経済学部	現代経済学科		
	経営学部	経営学科		
	法学部	ビジネス法学科		
	人間生活科学部	教育保育学科	管理栄養学科	
二 名古屋経済大学市邨高等学校	全日制課程	普通科	商業科	
三 名古屋経済大学高蔵高等学校	全日制課程	普通科	商業科	
四 名古屋経済大学市邨中学校				
五 名古屋経済大学高蔵中学校				
六 名古屋経済大学附属市邨幼稚園				

第三章 学園長

(学園長)

第五条 この法人の設置する各学校の教学を統轄するため、学園長を置く。

2 学園長の任期は、五年とする。ただし、再選を妨げない。

3 学園長は、評議員会の意見を聴いて、理事会で選任する。

第四章 役員及び理事会

(役員)

第六条 この法人には、次の定数の役員を置く。

一 理事 十人

二 監事 二人

2 理事となる者は、次に掲げる者とする。

一 学園長

二 創立者市邨芳樹先生の縁故者にして教育に理解のある者一人

三 この法人の設置する学校の学長及び校長のうち三人

四 この法人の設置する学校及び法人本部の事務局長のうち一人

五 学識名望ありこの法人に特に理解のある者二人

六 評議員のうちから選任される者二人

3 理事は、理事長を補佐し、法人の業務を分掌する。

(理事長、副理事長及び常務理事)

第七条 理事のうち一人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

2 理事長は、理事総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

3 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

4 理事のうちから理事総数の過半数の議決により、副理事長、常務理事若干名を置くことができる。

5 副理事長、常務理事は、理事総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

6 副理事長は、理事長の職務を助ける。

7 常務理事は、理事長を補佐し、法人の業務を分掌する。

(理事の代表権の制限)

第八条 理事長以外の理事は、すべてこの学校法人の業務について、この学校法人を代表しない。

(理事長の業務の代理及び代行)

第九条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長、常務理事の順に順次理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

(理事の選任)

第十条 第六条第二項に定める第一号以外の理事は、評議員会の意見を聞いて理事総数の過半数の議決をもって選任する。

(監事の選任及び職務)

第十一条 監事は、この法人の理事、教職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者のうちから、評議員会及び理事会の同意を得て、理事長が任命する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
- 3 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - 一 この法人の業務を監査すること
 - 二 この法人の財産の状況を監査すること
 - 三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
 - 四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること
 - 五 第一号から第三号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、これを文部科学大臣、又は理事会及び評議員会に報告すること
 - 六 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること
 - 七 この法人の業務の状況若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席し意見を述べること
- 4 理事長が、前項第六号の規定により理事会又は評議員会の招集の請求があった日から五日以内に、その請求のあった日から二週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知を発しない場合は、その請求をした監事は自ら、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該行為をやめることを請求することができる。

(役員の任期)

第十二条 理事（第六条第二項第一号の理事を除く。）の任期は二年、監事の任期は二年とし、それぞれ就任の日を任期の起算日とする。

- 2 欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 3 役員は、再任されることができる。
- 4 役員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長、副理事長又は常務理事にあってはその職務を含む。）を行う。
- 5 第六条第二項第一号、第三号及び第四号の理事は、その職を退いたときは、理事の職

を失うものとする。

6 第六条第二項第六号の理事は、評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(役員報酬)

第十三条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員補充)

第十四条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一をこえる者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第十五条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
- 二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
- 三 職務上の義務に著しく違反したとき
- 四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する

- 一 任期の満了
- 二 辞任
- 三 死亡
- 四 学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(役員この法人に対する損害賠償責任)

第十六条 役員は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(役員責任の免除)

第十七条 前条第二項の規定にかかわらず、役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第十八条 第十六条第二項の規定にかかわらず、理事（理事長、副理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の教職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた

損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金百万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(役員が自己のためにした取引に関する特則)

第十九条 前二条の規定は、役員が自己のためにしたこの法人との取引によって生じた損害をこの法人に対し賠償する責任については、適用しない。

(理事会)

第二十条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、必要と認められるとき、理事長がこれを招集する。ただし、理事長は、理事総数の二分の一以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。
- 4 理事会の議長は、理事長とする。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、相当と認める方法で通知することができる。
- 6 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りではない。
- 7 理事長が、第三項ただし書の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が、連名で理事会を招集することができる。
- 8 第十一条第四項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の三分の二以上の理事が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、第十一項の規定により除斥のため三分の二に達しないときは、この限りでない。
- 10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 11 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
- 12 理事会の議事は、法令に特別の規定のある場合並びに寄附行為に別段の定めのある場合を除くほか、理事総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 前項の場合には、議長は理事として、議決に加わることができない。
- 14 次に掲げる事項については、理事総数の三分の二以上の議決がなければならない。

- 一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- 二 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- 三 収益事業の開始及び廃止に関する事項
- 四 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に掲げる事由に因る解散
- 五 残余財産の処分に関する事項

（議事録）

第二十一条 議長は、理事会の開催場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項、その他について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長並びに出席した理事のうちから互選された理事二人以上及び出席した監事が署名押印し（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名による。）、常にこれを事務所に備え置かねばならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第五章 評議員会及び評議員

（評議員）

第二十二条 この法人に評議員会を置き、次に掲げる評議員二十五人をもって組織する。

- 一 この法人の教職員のうちから選任される者四人
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で、年令二十五才以上のものうちから選任される者三人
- 三 理事のうちから選任される者二人
- 四 学園長
- 五 事務局長に在職する者のうち二人
- 六 この法人の設置する学校の学長、副学長、校長に在職する者のうち四人
- 七 この法人の設置する学校に在籍する学生、生徒の保護者及び後援者のうちから選任される者三人
- 八 この法人に関係のある学識経験者又は創立者市邨芳樹先生の縁故者より選任される者六人

（評議員会）

第二十三条 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

- 2 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して、

評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内にこれを招集しなければならない。

- 3 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、相当と認める方法で通知することができる。
- 4 前項の通知は、会議の一週間前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 5 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、第九項の規定による除斥のために過半数に達しない場合は、この限りではない。
- 6 前項の場合において、評議員会において付議される事項につき、書面又は電磁的方法をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。
- 7 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。
- 9 評議員会の議事について、特別の利害関係を有する評議員は、その議決に加わることができない。

(会 議)

第二十四条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎年3月及び5月に理事長が招集する。
- 3 臨時会は、第十一条四項又は第二十三条第二項の規定による場合及び理事長が必要と認める場合に理事長が招集する。

(諮問事項及び議事録)

第二十五条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かななければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 事業に関する中期的な計画
- 三 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）、基本財産、運用財産中の不動産及び積立金の処分並びに不動産の買受けに関する事項
- 四 合 併
- 五 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- 六 私立学校法第五十条第一項第一号及び第三号に関する事由による解散
- 七 残余財産の処分に関する事項
- 八 収益事業の開始及び廃止に関する事項
- 九 運用財産中不動産及び積立金の管理に関する事項
- 十 寄附金の募集に関する事項

十一 剰余金の処分に関する事項

十二 寄附行為の変更に関する事項

十三 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

十四 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

2 第二十一条第一項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同項中の「理事会」とあるのは、「評議員会」と、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

3 議事録には、議長並びに出席した評議員二人以上及び出席した監事が署名押印し（電磁的記録により作成される議事録にあつては、電子署名による。）、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

（意見具申等）

第二十六条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第二十四条 第二十二条第四号以外の評議員は、理事会において選任する。

2 第二十二条第一号、第三号、第四号、第五号及び第六号に規定する評議員は、その職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

3 第二十二条第七号に規定する評議員は、その学生、生徒が卒業又は退学したときは、評議員の職を失うものとする。

（評議員の任期）

第二十八条 評議員の任期は、二年とし、就任の日を起算日とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、第二十二条第一項第四号の評議員については、当該職務に在任する期間をもって評議員の任期とする。

3 評議員は、再任されることができる。

4 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第二十五条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 評議員は次の事由によって退任する

一 任期の満了

二 辞任

三 死亡

第六章 資産及び会計

第三十条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 一 別紙財産目録に記載の財産
- 二 この法人の事業より生ずる授業料、入学料及び検定料
- 三 資産から生ずる果実
- 四 将来取得することのある収益事業から生ずる収入
- 五 寄附金
- 六 その他の収入

(資産の区分)

第三十一条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産の二種とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産及び運用財産に編入する。

(財産処分の制限)

第三十二条 基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第三十三条 基本財産及び運用財産のうち、積立金は確実な有価証券を購入するか、確実な信託銀行に信託するか又は郵便貯金若しくは定期預金にするかして理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十四条 この法人の事業の遂行に要する経費は、運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料、入学料、検定料その他の運用財産（不動産及び積立金を除く。）をもって支弁する。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第三十五条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が編成し、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

- 2 予算に関しては、学校法人会計基準による。
- 3 この法人の事業に関する中期的な計画は、五年以上十年以内において理事会で定める

期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも同様とする。

(決算及び事業実績の報告)

第三十六条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、これにつき監事の意見を求めるものとする。

2 決算に関しては、学校法人会計基準による。

3 理事長は、毎会計年度終了後、二月以内に決算及び事業実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧並びに資産の登記)

第三十七条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合は、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

4 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(情報の公表)

第三十八条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をした時 寄附行為の内容

二 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容

三 財産目録、貸借対照表、収支計算書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容

四 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(会計年度)

第三十九条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第七章 解散及び合併

(解散及び残余財産の帰属者)

第四十条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決

二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の

三分の二以上の議決

三 合 併

四 破 産

五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

3 この法人が解散した場合（合併及び破算によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した他の学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第四十条の2 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第八章 寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第四十一条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第九章 補 則

（書類及び帳簿の備付）

第四十二条 この法人は、第三十七条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に各事務所に備えて置かななければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

第十章 公告の方法、その他

（公告の方法）

第四十三条 この法人の公告は、名古屋経済大学、名古屋経済大学市邨高等学校、名古屋経済大学高蔵高等学校及び名古屋経済大学附属市邨幼稚園掲示場に掲示して行う。

（施行細則）

第四十四条 この寄附行為についての細目は、理事会において定める。

附 則

- 1 この法人の組織変更当初の役員は、次の通りとする。

省 略

- 2 この寄附行為の施行期日は、登記完了の日からこれを施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和三十年八月二十四日（昭和三十年八月二十四日附指令学第三一二号をもって本寄附行為の一部変更の件愛知県知事認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和三十三年十二月二十二日（昭和三十三年十二月二十二日附三三指令学第六一二号をもって本寄附行為の一部変更の件愛知県知事認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和四十年四月一日（昭和四十年一月二十五日附地管第六七号をもって本寄附行為の一部変更の件文部大臣認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和四十二年四月一日（昭和四十二年一月二十三日附校管第一五五号をもって本寄附行為の一部変更の件文部大臣認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和四十三年四月一日（昭和四十三年三月十九日附地管第一の三四号をもって、本寄附行為の一部変更の件文部大臣認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和四十四年七月十八日（昭和四十四年七月十八日附校管第一六二号をもって本寄附行為の一部変更の件文部大臣認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和四十六年四月二十一日（昭和四十六年四月二十一日附地管第一の二〇号をもって、本寄附行為の一部変更の件文部大臣認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和四十七年一月二十六日（昭和四十七年一月二十六日附地管第一の三号をもって、本寄附行為の一部変更の件文部大臣認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和五十四年四月一日（昭和五十三年十二月二十五日附校管第一の八十六号をもって、本寄附行為の一部変更の件文部大臣認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和五十五年四月一日（昭和五十四年十二月十一日附校管第一の一〇九号をもって、本寄附行為の一部変更の件文部大臣認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和五十五年十一月二十三日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和五十六年五月十九日（昭和五十六年五月十九日附校管第一の三十一号をもって、本寄附行為の一部変更の件文部大臣認可）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十八年一月十七日）から施行する。

ただし、第三条、第四条および第三十五条の改正規定は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和五十八年六月四日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和六十一年四月一日から施行する。（昭和六十一年三月十二日附地高第一の七号をもって、本寄附行為の一部変更の件文部大臣認可）

附 則

この寄附行為は、昭和六十三年四月一日から施行する。（昭和六十二年十二月二十三日附校高第四〇号をもって、本寄附行為の一部変更の件文部大臣認可）

附 則

この寄附行為は、平成二年四月一日から施行する。（平成元年九月二十九日附校高第一の六十三号をもって、本寄附行為の一部変更の件文部大臣認可）

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成二年十二月二十一日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成四年一月二十二日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成十年十二月二十二日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成十一年三月二十三日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成十一年十二月二十二日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成十二年三月三十日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十三年八月一日）から施行する。ただし、第二条、第四条及び第三十五条の改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

平成十三年八月一日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成十四年四月一日から施行する。

(名古屋経済大学の経済学部消費経済学科の存続に関する経過措置)

名古屋経済大学の経済学部消費経済学科は、改正後の寄附行為第四条の規定にかかわらず、平成十四年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成十三年八月一日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

平成十三年八月一日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

平成十三年十二月二十日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十四年十月二十八日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成十五年七月二十三日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十六年一月七日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十六年十一月三十日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十七年八月九日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成十八年三月三十一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十八年十一月三十日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成十九年二月一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成十九年三月二十八日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成十九年三月三十一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成十九年九月十八日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成十九年十二月三十一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成二十年二月八日から施行する。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、平成二十年四月一日から施行する。

（名古屋経済大学の人間生活科学部幼児保育学科の存続に関する経過措置）

名古屋経済大学の人間生活科学部幼児保育学科は、改正後の寄附行為第四条の規定にかかわらず、平成二十年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

（施行期日）

この寄附行為は、平成二十三年四月一日から施行する。

（名古屋経済大学の法学部法学科の存続に関する経過措置）

名古屋経済大学の法学部法学科は、改正後の寄附行為第四条の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成二十五年八月十二日）から施行する。ただし、この改正後の寄附行為第六条第2項の規定は、施行日以後に行われる理事の選任について適用し、改正前の規定によって選任された理事（「旧理事」という。）の任期は、旧理事の残任期間とする。

附 則

この寄附行為は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成三十年七月二十六日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成三十年八月十五日）から施行する。
（評議員の選任に係る経過措置）
- 2 改正後の寄附行為第十八条第一条、同条第六号及び同条第八号の規定は、施行日以後に行なわれる評議員の選任について適用する。なお、改正前の規定によって選任された評議員については、その職にあるものとし、任期は旧評議員の残任期間とする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成三十年九月二十六日）から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 令和二年三月二十四日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。
（理事の選任に係る経過措置）
- 2 改正後の寄附行為第六条第二項第四号の規定は、施行日以後（選任の日が施行日以前であって、予め施行日以後の日を起算日とする任期で選任する場合を含む。）に行なわれる理事の選任について適用する。なお、改正前の規定によって選任された理事（以下「旧理事」という。）については、その職にあるものとし、任期は旧理事の残任期間とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和三年十一月十五日）から施行する。

以上

（原文縦書き）